

テーマ2 災害対応力の強化

情報伝達手段の多様化、避難勧告等発令基準の策定等の住民避難対策の強化、広域応援・受援体制の整備、火山防災対策等を推進することにより、県・市町村等の災害対応力を強化し、災害発生時の人的・物的被害の最小化を図ります。

【基本目標1】県・市町村の災害対応力の強化

市町村長や職員を対象とした研修等の実施やB C Pの策定による業務継続体制の構築を図るとともに、実効性の高い防災・危機管理対応訓練を実施することにより、行政の災害対応力を強化します。

【基本目標2】災害時の避難体制の強化

多様な情報収集・伝達手段の整備や避難勧告等の発令基準の明確化、高齢者等への避難支援の充実等、住民の避難対策の強化を図るとともに、避難所等の生活環境を整備します。

【基本目標3】広域応援・受援体制の強化

災害発生時の広域防災拠点や後方支援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の計画的な整備を図ります。

【基本目標4】災害時医療・救急体制の整備

災害拠点病院への災害派遣医療チーム（D M A T）の配置等により医療供給体制の充実・強化を図るとともに、医薬品等の備蓄体制を整備します。

【基本目標5】火山防災対策の推進

火山ハザードマップの作成、避難計画の策定等により、住民の警戒・避難体制を構築するとともに、火山情報の伝達体制を整備し登山客等の安全対策を強化します。



基 本 目 標	1. 県・市町村の災害対応力の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 県・市町村職員の災害対応力の強化	第2編	第1章	第1節
取 組 ・ 事 業	①県・市町村職員の災害対応実務研修の実施			防災知識の普及計画
実 施 主 体	県	県の担当部局		総務部総合防災課

【目 的】

- 災害対策本部の設置運営や避難対策など、災害時に行政職員が行う業務について「災害対応実務研修」を実施し、県・市町村防災担当職員の災害対応力の強化を図る。
- 国主催の災害対策専門研修「防災スペシャリスト養成研修」に県職員を派遣し、災害対応の個別対策等の習得を図る。

【内 容】

○災害対応実務研修の開催

開催地 秋田市（県庁第2庁舎災害対策本部室）

回 数 1回（2日間）

対象者 県危機管理専門員、市町村防災担当職員 等

内 容 災害対策本部の設置運営、避難所運営の実務に関する講義及びロールプレイング、ワークショップ形式の演習等

<実施（予定）時期>

平成26年度～平成28年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

1回

○災害対策専門研修の実施

研修名 内閣府主催「防災スペシャリスト養成研修」を受講

研修先 東京都（2日間）

派遣職員 県総合防災課職員

<実施（予定）時期>

平成26年度～平成28年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

2名派遣

【定性的目標】

継続的な研修の実施により、行政職員が災害時に対応すべき業務を習得する。

【防災・減災の効果】

県・市町村担当職員の災害対応力の強化により、災害時の混乱期であってもスムーズな本部運営や応急救助が可能となり、人的・物的被害の拡大が防止される。

基 本 目 標	1. 県・市町村の災害対応力の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 県・市町村職員の災害対応力の強化	第2編	第1章	第1節
取 組 ・ 事 業	(2) 市町村長危機管理セミナーの実施			防災知識の普及計画
実 施 主 体	県	県の担当部局		

【目 的】

災害発生時・危機事案発生時の初動対応・応急対応の指揮を執る首長等を対象に、トップの役割や適切な対応について、セミナーを通じて学ぶことにより災害対応力の強化を図る。

【内 容】

○秋田県市町村長防災危機管理ラボの開催

一般財団法人消防科学総合センターとの共催により、専門家を講師に招き、危機管理のノウハウを学ぶ。

<実施（予定）時期>

平成25年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

開催日：平成27年7月29日

【定性的目標】

災害や危機事案が発生した際に、首長等が的確に状況を判断し、住民の生命を最優先に避難行動等の指示・伝達を迅速かつ確実に行えるようにする。

【防災・減災の効果】

首長等の的確な判断と初動対応により、人的被害を最小限に抑えることが可能となる。

基 本 目 標	1. 県、市町村の災害対応能力の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 防災・危機対応訓練の実効性の確保	第2編	第1章	第3節
取 組 ・ 事 業	①県民防災の日訓練の実施			防災訓練計画
実 施 主 体	県	県の担当部局		総務部総合防災課

【目 的】

大規模災害発生時における「県災害対策本部事務局」としての初動対応を主体とした、より実際的な訓練を実施し、災害対策本部事務局員等の基礎的対応能力の向上を図る。併せて、防災関係機関との連携の強化及び防災意識の高揚を図る。

【内 容】

昭和58年5月26日発生の日本海中部地震を契機として実施している「県民防災の日訓練」を継続して実施する。

【訓練の内容】

- 情報伝達訓練
- シェイクアウト訓練
- 収集メール配信訓練
- 停電訓練
- 図上訓練

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

平成27年度は5月26日午前7時、日本海を震源としたマグニチュード8.7、最大震度7の地震（海域ABC三連動）が発生したことを想定し訓練を実施した。

【定性的目標】

ブラインド方式の導入等、より実際的な訓練を継続して行うことにより、職員の災害時の対応能力の向上を図るとともに、災害対策本部事務局員等の基礎的対応能力の向上を図る。併せて、各市町村、防災関係機関との連携の強化と県民の防災意識の高揚を図る。

【防災・減災の効果】

毎年度、県民防災の日に訓練を行うことにより、災害対応力の強化と県民の防災意識の高揚が図られる。

基 本 目 標	1. 県・市町村の災害対応力の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(3) 災害発生時の業務継続体制の構築	第3編	第2章	第9節
取 組 ・ 事 業	①BCP業務継続計画の策定			行政機能の維持・確保計画
実 施 主 体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課	

【目 的】

「業務継続計画」を策定し、大規模な災害発生時において、行政が被災し、ヒト、モノ、情報、ライフライン等の資源が制約された状況下にあっても、非常時の優先業務を発災直後から実施できるようにする。

【内 容】

○災害応急対策業務や優先度の高い通常業務を非常時優先業務として特定するとともに、当該業務に必要な人員及び資材の確保状況を分析し、当面可能な補強・代行手段等を明確にした「業務継続計画（BCP）」を策定する。

<実施（予定）時期>

平成26年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

平成27年度末までに7市町村が策定。

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
BCP策定済み市町村数	2	7	13	18	19	19	25

【防災・減災の効果】

業務継続計画を策定することにより、行政が被災するような大規模災害発生時においても、適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、住民のニーズに応えられるようになる。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 多様な情報収集・伝達手段の確保	第2編	第1章	第4節
取 組 ・ 事 業	①防災行政無線、登録制メール等の活用			災害情報の収集・伝達計画
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局	総務部総合防災課	

【目的】

- 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時に、気象情報や避難勧告等の災害情報を住民等に確実に伝達し、早期避難等に資するよう、複数の多様な情報伝達手段を整備する。
- 災害発生時において災害情報の迅速な伝達と共有を図り、的確に応急対策を講ずるため、定期的に情報機器を活用した情報伝達訓練を実施する。

【内 容】

【県】

- 秋田県総合防災情報システム操作訓練の定期的実施

県、市町村及び消防本部等防災関係機関を専用回線で結び、大容量、高速通信が可能な当該システムを利用した円滑な情報収集・伝達が行えるよう、県民防災の日（5月）、津波防災の日（11月）などに定期的に訓練を実施する。

＜実施時期＞ 平成27年度～平成32年度

- 市町村における多様な情報伝達手段の整備支援

県は、情報伝達システムを整備する際の指針として策定した「多様な災害時情報伝達手段の整備に関する手引き」を活用し、市町村に対し、情報伝達手段の特徴や地域の特性を踏まえた整備の手順や留意点等を助言する。

＜実施時期＞ 平成27年度～平成32年度

【市町村】

- 多様な情報伝達手段の整備

市町村は、災害情報を住民に伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段で行った方がより確実に多くの住民に伝達が可能になることから、効率よく組み合わせた複数の情報伝達手段を整備する。

＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞複数の情報伝達手段を整備している市町村数 16

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
複数の情報伝達手段を整備している市町村数（※）	16	16	20	20	21	21	21

※防災行政無線（個別受信機）、IP告知放送、登録制メール、コミュニティFM（防災ラジオ含む）、SNSのうち、いずれか2つ以上の手段を整備している市町村数。

【防災・減災の効果】

複数の情報伝達手段を整備することにより、確実に気象情報や避難勧告等の防災情報を得られ、早期避難者の割合が高まり、人的被害が減少する。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 多様な情報収集・伝達手段の確保	第2編	第1章	第4節
取 組 ・ 事 業	(2)Lアラートを活用した情報収集・発信		災害情報の収集・伝達計画	
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局	総合防災課・情報企画課	

【目 的】

速報性の高いテレビなどの一般的な情報伝達媒体を活用し、避難勧告や避難所開設などの災害関係情報を伝達することにより、住民等の早期避難に資する。

【内 容】

【県】

- 秋田県情報集約配信システム（Lアラート）の操作訓練の定期的実施

県、市町村及び消防本部等防災関係機関をインターネット等で結び、避難勧告等の発令や災害状況の共有が可能となる当該システムを円滑に運用するため、年度当初（4月）、県民防災の日（5月）、Lアラート全国合同訓練（6月）、防災月間（9月）、風雪害対応準備（12月）などの際に、操作訓練を適宜実施する。

＜実施時期＞

平成25年度～平成32年度

＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞

4月、5月、6月、9月、12月訓練実施。

【市町村】

- 秋田県情報集約配信システム（Lアラート）を利用した情報発信体制の確立

市町村は、テレビのデータ放送や県が開設した防災ポータルサイトにLアラートを通して情報が反映することが可能な秋田県情報集約配信システムを導入するとともに、情報発信できる体制を整備する。

＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞

秋田県情報集約配信システムを導入し情報発信できる体制を整備している市町村数 25

【定性的目標】

秋田県情報集約配信システムを導入し情報発信できる体制を維持し、恒常的にLアラートによる情報提供を行い、多様な情報伝達手段の一つとして、テレビ、インターネットにより住民に災害情報を伝える。

【防災・減災の効果】

- 災害発生時に災害情報が迅速かつ円滑にシステムに入力されることにより、県、市町村、防災関係機関において、迅速な初動態勢の確立や、応急対策を迅速かつ適切に実施できる。
- テレビなどの速報性の高い情報伝達手段を活用することにより、確実に避難勧告等の防災情報を得られ、早期避難者の割合が高まり、人的被害が減少する。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 住民避難対策の強化	第2編	第1章	第5節
取 組 ・ 事 業	①避難勧告等発令基準の設定・伝達手段の明確化			避難計画
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局		

【目 的】

避難勧告等について、気象警報等の発表状況等の客観的な判断基準や具体的な発令範囲等を定めた基準を策定することにより、市町村長の的確な発令に資する。

【内 容】**【県】**

- 避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル作成ガイドラインの策定

市町村が具体的かつ客観的な発令基準を定めるための災害種類別の避難勧告等の判断基準等を定めたガイドラインを活用し、各市町村のマニュアル策定を支援する。

<実施時期>

平成26年度～32年度

【市町村】

- 避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成

国及び県が策定したガイドラインに沿って、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルを策定する。

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定済み市町村数 【土砂災害】	6	15	24				
避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定済み市町村数 【水害】	6	15	24	24	24	24	25
避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定済み市町村数 【高潮災害】	1	3	8				

※マニュアルの策定が必要な市町村数は、土砂災害24、高潮災害8である。

【防災・減災の効果】

市町村長が、避難勧告等を発令するに当たり具体的かつ客観的な判断基準を定めておくことにより、空振りを恐れること無く避難勧告等が発令され、住民が早期に避難行動をとることにより、人的被害が減少する。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 住民の避難対策の強化	第2編	第1章	第14節
取 組 ・ 事 業	②土砂災害警戒区域等の指定促進			土砂災害予防計画
実 施 主 体	県	県の担当部局		建設部河川砂防課

【目 的】

土砂災害警戒区域等を指定し、それらの状況を周知公表することにより、県民の土砂災害に対する危機意識を啓発し、市町村による避難警戒体制の整備を促す。

【内 容】

○土砂災害警戒区域等の指定

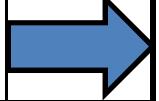
- ・土砂災害危険箇所の現地調査を実施し、被害想定範囲から警戒区域等の範囲を決定する。
- ・調査結果を公表し、地域住民や来訪者等に対して、現地の土砂災害発生の危険性を周知する。
- ・法に基づく区域指定により、市町村による地域防災計画への記載等を義務づけ、避難警戒体制の整備を促進する。

<実施（予定）時期>

平成13年度～平成31年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

基礎調査 1,653箇所

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
土砂災害警戒区域指定率	22%	36%	60%	74%	88%	100%	

【防災・減災の効果】

土砂災害の恐れのある箇所を公表することで地域の防災意識を向上させ、豪雨時等の避難行動を促すとともに、災害に即した避難経路や避難所の設定など市町村の避難警戒体制の強化を促し、人命の保全を図る。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 住民の避難対策の強化	第2編	第1章	第5節
取 組 ・ 事 業	③緊急避難場所、避難所の指定促進			避難計画
実 施 主 体	市町村	県の担当部局		総務部総合防災課

【目 的】

- 災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定する。
- 一定の生活環境を確保することにより避難所の量的な確保を図り、被災者が一定期間滞在するための指定避難所を指定する。

【内 容】

- 指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法に基づき、市町村は災害の種類ごとに管理・立地・構造等の各条件を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定する。指定にあたって市町村は、県へ通知するとともに公示し、地域防災計画に位置づけ、住民へ広く周知を図る。

- 指定避難所の指定

災害対策基本法に基づき、市町村は規模・構造・立地・交通等の各条件を満たした公共施設等を指定避難所として指定する。指定にあたって市町村は、県へ通知するとともに公示し、地域防災計画に位置づけ、住民へ広く周知を図る。

<実施（予定）時期>

平成26年度～平成29年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

17市町村が指定完了

定 量 目 標	現 状			各 年 度 に お け る 目 標 値			
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
指定緊急避難場所の指定済み市町村数	4	17	25				
指定避難所の指定済み市町村数	4	17	25				

【防災・減災の効果】

- 近隣の安全を確保できる場所をあらかじめ指定し周知することにより、災害発生時に住民等が命を守るために避難をすることができる。
- 災害により住宅を失った場合等において、あらかじめ一定期間避難生活できる施設を指定し周知することにより、災害発生時に円滑な支援を行うことができる。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 住民避難対策の強化			第2編 第1章 第5節
取 組 ・ 事 業	④ハザードマップの作成（洪水・土砂災害・津波）			避難計画
実 施 主 体	市町村	県の担当部局		

【目的】

平常時から自分の居住する地域等において、被害が及ぶ可能性がある災害の種類や、避難場所、避難方向、避難経路等について住民が知ることができるハザードマップの作成・配布を行い、災害発生時の住民等の円滑な避難行動に資する。

【内 容】

○洪水ハザードマップの作成

水防法改正に基づく想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の設定等を踏まえ、洪水ハザードマップを作成する。

○土砂災害ハザードマップの作成

土砂災害防止法に基づく土砂災害危険箇所における土砂災害危険区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成する。

○津波ハザードマップの作成

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県が示す津波浸水想定等に基づき、津波ハザードマップを作成する。

<実施（予定）時期>

平成28年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

洪水ハザードマップ作成済み市町村数 18

土砂災害ハザードマップの作成済み市町村数 20

津波ハザードマップの作成済み市町村数 7

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値					
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	
洪水ハザードマップ作成済み市町村数	18	18						洪水周知河川等の見直しが実施された場合は数値を修正
土砂災害ハザードマップ作成済み市町村数	15	19	22	22	23	23	24	
津波ハザードマップ作成済み市町村数	7	7	8	9				

※ハザードマップの策定が必要な市町村数は、洪水は18、土砂災害は24、津波は9である。

【防災・減災の効果】

住民が自分の居住地域にどのような災害が起きる可能性があるかを事前に把握し、避難経路、避難場所を確認することにより、円滑な避難に結びつき人的被害が減少する。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 住民の避難対策の強化	第2編	第1章	第5節
取 組 ・ 事 業	(5)ハザードマップの作成（ため池）			避難計画
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局		農林水産部農地整備課

【目 的】

ため池の規模、決壊した場合の下流への影響などを踏まえ、市町村や施設管理者と連携してため池ハザードマップを作成し、地域住民への適切な情報提供を図る。

【内 容】

【県】

○下流に人家や公共施設等があり、決壊した場合に影響を与えるおそれのある「防災重点ため池」を対象に、市町村や施設管理者と協議し、ため池ハザードマップの基図となる被害想定区域図を作成する。

※防災重点ため池 343箇所のうち、平成26年度まで180箇所のハザードマップを作成済

<実施（予定）時期>

平成20年度～平成30年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

69%

【市町村】

○県が作成した被害想定区域図をもとに、地域住民を対象としたワークショップにおいてハザードマップを完成させ、地域住民に情報提供する。

○また、ハザードマップを防災訓練や災害学習などに活用するとともに、内容の定期的な見直しを行い、情報提供を推進する。

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
ため池ハザードマップの整備率	52%	69%	84%	93%	100%		

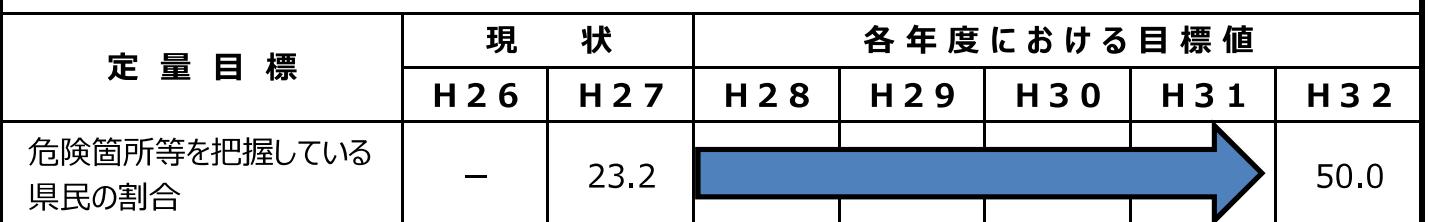
【防災・減災の効果】

○ハザードマップを整備・活用することにより、災害発生時の迅速・的確な避難が行われ、人的被害が減少する。
 ○また、作成の過程で住民自身が地域の危険箇所を知ることができ、災害時の対処方法を検討することで、日頃の防災意識が高まる。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地 域 防 災 計 画 の 位 置 づ け					
施 策	(2) 住民の避難対策の強化	第2編	第1章	第5節			
取 組 ・ 事 業	⑥危険箇所、避難場所等と避難路の住民周知			避難計画			
実 施 主 体	市町村	県の担当部局					
【目 的】							
ハザードマップの作成・配布等により、住民に対し災害危険箇所、避難場所等を周知し、災害時における円滑な避難に資する。							

【内 容】

○ハザードマップの配布、ホームページの掲載、防災訓練の実施等により、災害発生時に住民等に危険が及ぶ区域、災害情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、避難方法等を地域住民に周知する。



※定量目標は、「県民意識調査」の結果による。

【防災・減災の効果】

危険箇所等を把握している県民の割合が高まることにより、適切な避難行動をとる県民が増加し、人的被害が減少する。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 住民の避難対策の強化	第4編	第2章	第2節
取 組 ・ 事 業	⑦津波避難計画の策定			避難体制整備計画
実 施 主 体	市町村	県の担当部局		総務部総合防災課

【目的】

市町村は、避難方法や避難経路、避難指示等を発令するための情報伝達等を定めた津波避難計画を策定し、居住者等の円滑な避難に資する。

【内 容】

- 市町村は、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、避難経路、避難指示等を発令するための情報収集・伝達方法等を盛り込んだ津波避難計画を策定する。
- また、地域住民に対して、住民主体のワークショップ等を通じ、地域ごとの津波避難計画を策定するよう働きかける。

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
津波避難計画策定済み市町村数	2	2	7	8			

※津波避難計画の策定が必要な市町村数は8である。

(地震被害想定調査により、津波浸水想定区域内に居住地域を含む市町村が対象)

【防災・減災の効果】

市町村が、避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示・避難勧告を発令するための情報収集・伝達を定めた津波避難計画を策定することにより、円滑な避難行動につながり、人的被害が軽減される。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(3) 高齢者等要配慮者への避難支援の充実	第2編	第1章	第24節
取 組 ・ 事 業	①災害時避難行動要支援者名簿、個別計画の策定			要配慮者支援計画
実 施 主 体	市町村	県の担当部局		健康福祉部地域・家庭福祉課

【目的】

災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命・身体の安全を確保するため、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者について、居所や避難支援等を必要とする理由などが記載された「避難行動要支援者名簿」及び避難支援の方法等について記載された「個別計画」を策定する。

【内 容】

○「避難行動要支援者名簿」の作成

市町村は、災害対策基本法に策定が義務づけられた「避難行動要支援者名簿」を、市町村地域防災計画に定めるところにより整備している。

平成27年度末までに全市町村が策定の見込みであり、毎年度、更新・見直しを行う。

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

22市町村で策定済み

○「個別計画」の策定

市町村は、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者本人及び支援者等関係者と打ち合わせを行い、具体的な避難方法等について「個別計画」を策定する。

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

2市町村で策定済み

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
避難行動要支援者名簿作成済み市町村数	—	22	25	毎年度見直し・更新を実施			
個別計画の策定着手済み市町村数	—	10	25				
個別計画策定済み市町村数	—	2	11	15	17	17	19

【防災・減災の効果】

「避難行動要支援者名簿」及び「個別計画」を策定することにより、避難支援体制が整備され、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることができる。これにより要介護高齢者や障害者等の人的被害が減少する。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(3) 高齢者等要配慮者への避難支援の充実	第2編	第1章	第24節
取 組 ・ 事 業	②福祉避難所の指定、協定の締結			要配慮者支援計画
実 施 主 体	市町村	県の担当部局	健康福祉部地域・家庭福祉課	

【目的】

災害発生時の良好な生活環境の確保を図るため、高齢者や障害者、妊婦など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮が必要な人のための「福祉避難所」の指定に向け、施設の指定及び民間社会福祉施設等との協定締結を行う。

【内 容】

○福祉避難所の指定、協定の締結

- ・市町村は、平常時から、耐震性、耐火性の確保に加え、バリアフリー化された施設等を選定し、「福祉避難所」として指定する。
- ・民間の社会福祉施設等を指定する場合は、当該施設管理者と十分な調整を行い「福祉避難所」の指定に関する協定書を締結する。

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

21市町村で策定済み

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
福祉避難所の指定、協定締結済み市町村数	—	21	24	24	24	24	25

【防災・減災の効果】

- 福祉避難所の指定、民間社会福祉施設等との協定締結を進めることにより、
- 高齢者や障害者、妊婦等、特別な配慮を必要とする人たちの避難生活において、良好な生活環境の確保を図ることができる。
 - これにより、心身機能の低下防止等が図られ、避難生活の負担が軽減される。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(4) 避難所等における生活環境の整備	第2編	第1章	第5節
取 組 ・ 事 業	①避難所開設・運営マニュアルの策定			避難計画
実 施 主 体	市町村	県の担当部局		総務部総合防災課

【目 的】

避難所開設・運営マニュアルを策定し、避難所の円滑な運営と良好な生活環境を確保する。

【内 容】

- 次の事項等を定めた「避難所開設・運営マニュアル」を策定する。
 - ・避難所開設準備、開設から閉鎖までの流れ
 - ・避難所運営の体制づくり
 - ・避難所運営のルール
 - ・要援護者に優しく、女性の視点に配慮した避難所づくり 等

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

マニュアル策定済市町村：15

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
避難所開設・運営マニュアル策定済み市町村数	15	15	21	23	23	23	25

【防災・減災の効果】

- 避難勧告等の発表と、避難所開設準備の連動がよくなり、避難者の受け入れがスムーズになる。
- 避難所における良好な生活環境を確保することにより、ストレスが軽減され、二次被害の最小化が図られる。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(4) 避難所等における生活環境の整備	第2編	第1章	第5節
取 組 ・ 事 業	②福祉避難所開設・運営マニュアルの策定			避難計画
実 施 主 体	市町村	県の担当部局	健康福祉部福祉政策課	

【目的】

災害時に、高齢者や障害者、妊婦など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮が必要な人のための「福祉避難所」について、その設置・運営のための対応マニュアルを策定し、必要時の迅速な福祉避難所の設置及び円滑な運営を図る。

【内 容】

○福祉避難所開設・運営マニュアルの策定

市町村は、平常時から「福祉避難所」の指定に努めるとともに、有事の際、その迅速な開設及び円滑な運営を図るため、必要な手順等を記したマニュアルを策定する。

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

4市町村で策定済み

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
福祉避難所開設・運営 マニュアル策定済み市町村数	-	4	14	20	20	20	25

【防災・減災の効果】

- 福祉避難所開設・運営マニュアルを策定することにより、
- ・開設・運営に必要な体制整備、業務内容・手順等の確認ができることから、「福祉避難所」の迅速な設置、円滑な運営を行うことができる。
- ・これにより、一般の避難所では生活困難な障害者等の避難生活の負担が軽減される。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(4) 避難所等における生活環境の整備	第2編	第1章	第5節・第27節
取 組 ・ 事 業	(3)避難所等への非常用電源の確保			避難計画・大規模停電対策計画
実 施 主 体	市町村	県の担当部局		総務部総合防災課
【目 的】				

避難所に非常用電源、暖房器具等を備蓄し、避難所の良好な生活環境を整備する。

【内 容】

- 避難所において次の備蓄等を行い、避難生活の環境整備を図る。
 - ・避難所等への非常用電源と燃料の備蓄
 - ・医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備
 - ・毛布、暖房器具等
 - ・プライバシーの保護、男女双方の視点に配慮した環境の整備

【定性的目標】

- 各市町村においては、これまで、県の臨時交付金を活用するなどして、自家発電機、投光器等の停電対策や、ラジオ、特設公衆電話機等の情報収集・伝達手段の整備を進めてきた。
- 今後は、適宜設備等の点検、更新の実施と備蓄品の更なる充実を図るとともに、災害救助用物資の分散配置を進め、避難所の良好な生活環境の整備に努める。

【防災・減災の効果】

非常用電源等を整備することにより、避難所の良好な生活環境が確保され、高齢者や女性を含む避難者の避難生活の負担が軽減される。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(4) 避難所等における生活環境の整備	第2編	第1章	第5節
取 組 ・ 事 業	④避難所以外に滞在する被災者への支援	避難計画		
実 施 主 体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課	

【目的】

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（在宅避難者等（※））に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保を図る。

※ライフラインが途絶した自宅や車中、テント等避難所以外の場所に滞在する被災者

【内 容】

- 「避難所開設・運営マニュアル」に次の事項を盛り込み、在宅避難者等の支援を行う。
 - ・避難所運営組織における在宅避難者等支援担当班の設置
 - ・ボランティア等と連携した在宅避難者等の情報把握
 - ・公民館、集会所等を活用した在宅避難者等支援施設の設置
 - ・災害対策本部との調整による食料、物資等の調達
 - ・在宅避難者等支援施設における食料、物資の配給、情報提供、要望聴取
 - ・医療機関の開院状況、DMAT等の巡回状況、福祉避難所の受け入れ状況等の周知 等

＜実施（予定）時期＞

平成28年度～平成32年度

【定性的目標】

「避難所開設・運営マニュアル」の整備を進めるとともに、地域の防災訓練において避難所運営訓練の項目に取り入れるなど、災害時の在宅避難者等支援の充実に努める。

【防災・減災の効果】

在宅避難者等への支援を適切に実施することにより、被災者の避難生活の負担が軽減されるとともに、健康二次被害が防止され、人的被害が減少する。

基 本 目 標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(4) 避難所等における生活環境の整備	第2編	第2章	第25節
取 組 ・ 事 業	⑤遺体安置所の指定			遺体処理・埋火葬計画
実 施 主 体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課	

【目的】

各実施機関相互の協力体制のもとに、大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災及び津波等により死者が多数発生した場合において、遺体安置所を単独で指定することにより、その遺体の処理を迅速かつ円滑に行う。

【内 容】

○避難所や医療救護所とは別の場所を遺体安置所として指定し、検視、遺体安置、身元確認等を行う。

<実施（予定）時期>

平成28年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

検視・遺体安置所を単独で指定：21市町村

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
遺体安置所指定済み市町村数	6	21	21	21	22	22	25

【防災・減災の効果】

あらかじめ、検視・遺体安置所を単独で指定し、場所を確保することにより、死因の究明、身元確認が早期に実施されるほか、遺族への引き渡し、埋火葬が円滑に行われる。また、早期に死者の身元が判明することにより、行方不明者の捜索活動等の実施者を他の活動に従事させることができる。

基 本 目 標	3. 広域応援・受援体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 広域防災拠点の整備等	第2編	第1章	第6節
取 組 ・ 事 業	①広域防災拠点の整備			広域防災拠点整備計画
実 施 主 体	県	県の担当部局	総務部総合防災課	

【目 的】

大規模災害時に、県外からの広域応援部隊や救援物資等を円滑に受け入れるための体制を整備する。

【内 容】

- 広域防災拠点の指定
- ・集結場所・ベースキャンプ（県内6箇所）
 - 県外等からの自衛隊、警察、消防等の部隊の集結場所又は活動拠点となるベースキャンプ
- ・一次物資集積拠点（県内5箇所）
 - 救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、市町村等に輸送する施設
- ・広域搬送拠点臨時医療施設（S C U）（県内2空港）
 - 重症患者を広域搬送する空港において、症状の安定化等を図るために設置する臨時の医療施設

【定性的目標】

広域防災拠点となる施設の指定により、大規模災害時の広域応援活動のスムーズな受け入れ体制を構築する。

【防災・減災の効果】

広域防災拠点となる施設の指定により、大規模災害時の広域応援活動のスムーズな受け入れが可能となる。

基 本 目 標	3. 広域応援・受援体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 広域防災拠点の整備等	第2編	第1章	第6節
取 組 ・ 事 業	(2)後方支援体制の整備			広域防災拠点整備計画
実 施 主 体	県・市	県の担当部局	総務部総合防災課	

【目 的】

○大規模災害時においては、県外からの広域応援部隊や救援物資等を被害が少ない地域に集結・集積させた上で被災地に展開・搬送するなど、広域防災拠点の活用による後方支援策が重要となる。

○そのため、県、広域防災拠点の所在する各市、施設の所有者又は管理者、災害時に施設を使用することとなる関係機関等は、防災拠点ごとに広域応援活動を受け入れる体制整備が必要である。

【内 容】

【県】

○広域防災拠点ごとの具体的な利活用策の検討

県が指定している広域防災拠点のうち「集結場所・ベースキャンプ」「一次物資集積拠点」について、拠点ごとに具体的な利活用策を、所在市、施設の所有者又は管理者、災害時に使用することとなる関係機関等と検討を行う。

【拠点の所在市】

○県が中心となってとりまとめる利活用策に基づいて、市の協力体制や役割分担等を地域防災計画に定める。

【定性的目標】

県、拠点の所在市、施設所有者又は管理者、災害時に使用することとなる関係機関等が協議を行い、広域防災拠点ごとの具体的な利活用策を平時において定める。

【防災・減災の効果】

後方支援体制の整備により、災害時の混乱期であっても、スムーズな広域応援活動の受け入れや、救援物資の集積・保管・仕分け等が可能となる。

基 本 目 標	3. 広域応援・受援体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 広域防災拠点の整備等	第2編	第1章	第6節
取 組 ・ 事 業	③二次物資集積拠点の指定			広域防災拠点整備計画
実 施 主 体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課	

【目 的】

大規模災害では、市町村においても県の一次物資集積拠点と同様、救援物資の受け入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、避難所に輸送する二次物資集積拠点の開設・運営が必要となるため、各市町村は、二次物資集積拠点となる施設をあらかじめ指定し、拠点の具体的な運営方法等を定める。

【内 容】**○二次物資集積拠点の指定**

災害時は、各市町村において、県や民間事業者等からの救援物資を保管し、各避難所向けに仕分け、輸送する物資集積拠点の候補施設をあらかじめ指定する。

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

物資集積拠点の候補施設選定済み市町村：16市町村

○二次物資集積拠点となる施設ごとの利活用策の検討

市町村は、平時において、二次物資集積拠点の候補施設の管理者や、物資輸送や拠点の運営を行う運輸事業者等と、災害時の拠点となる施設ごとの具体的な活用方法を検討する。

【定性的目標】

各市町村の物資拠点となる候補施設をあらかじめ指定し、利活用策を検討しておくことで、災害時の物流体制をすみやかに構築することを可能とする。

【防災・減災の効果】

二次物資集積拠点となる候補施設の指定により、災害時の混乱期であっても、スムーズな物資調達・輸送・供給業務が可能となる。

基 本 目 標	3. 広域応援・受援体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 広域応援体制の整備			第2編 第2章 第2節
取 組 ・ 事 業	①緊急消防援助隊の計画的な整備			広域応援計画
実 施 主 体	県・市町村（消防本部）	県の担当部局	総務部総合防災課	

【目 的】

緊急消防援助隊は、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助等を効果的かつ迅速に実施し得るよう全国の消防機関相互の援助体制を構築するため創設されたものであり、今後想定される首都直下型・南海トラフ地震等で懸念される国家的な非常災害に対応できる緊急消防援助隊の編成を目指して、登録を推進する。

【内 容】

【県】

○「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（総務省消防庁通知）等に基づき、秋田県の登録目標隊数について、各消防本部ごとの増隊目標を定めた「緊急消防援助隊増隊計画（H26.4～H30年度末）」を策定し、計画的な登録を図る。

【市町村（消防本部）】

○各消防本部において、「緊急消防援助隊増隊計画（H26.4～H30年度末）」に基づき、計画的な登録を図る。

<実施（予定）時期>

平成26年度～平成30年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

5隊増隊し全県で83隊が登録。

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
緊急消防援助隊の登録隊数	77	83	86	90			

【防災・減災の効果】

大規模災害時等において、緊急消防援助隊が効果的かつ迅速に人命救助等の消防活動を実施することにより、人的被害が軽減される。

基本目標	4. 災害時医療・救急体制の整備	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 医療救急体制の充実・強化	第2編 第1章 第23節		
取組・事業	①災害拠点病院へのD M A T の配置	医療救護計画		
実施主体	県	県の担当部局	健康福祉部医務薬事課	

【目的】

被災地において可能な限りの医療活動を行い多数の住民を健康の危機から守るため、災害拠点病院にD M A T を配置し、急性期（災害発生から概ね48時間以内）の救命活動に派遣する。

【内 容】

- 県内14の災害拠点病院にそれぞれ2以上のD M A T チームの配置を図る。

定量目標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
D M A T チーム数	21	22	23	26	30	34	38

【防災・減災の効果】

各災害拠点病院に2以上のD M A T チームの配置を促進することにより、災害発生時の確実な派遣体制が確保される。

基本目標	4. 災害時医療・救急体制の整備	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 医療救急体制の充実・強化	第2編 第1章 第23節		
取組・事業	②災害医療コーディネーターの配置	医療救護計画		
実施主体	県	県の担当部局	健康福祉部医務薬事課	

【目的】

災害医療対策本部・地域災害医療対策本部に災害医療コーディネーターを配置し、災害が発生した場合において、迅速な救命医療の提供や避難所等における診療活動など、災害医療の円滑な提供を図る。

【内 容】

- 災害医療対策本部・地域災害医療対策本部に災害医療コーディネーターを配置する。

【定性的目標】

災害医療対策本部と全ての地域災害医療対策本部に災害医療コーディネーターを配置する。

【防災・減災の効果】

災害が発生した場合において、迅速な救命医療の提供や避難所等における診療活動などの災害医療が円滑に提供される。

基 本 目 標	4. 災害時医療・救急体制の整備	地 域 防 災 計 画 の 位 置 づ け		
施 策	(2) 医薬品等の備蓄体制の整備	第2編	第1章	第23節
取 組 ・ 事 業	①常用備蓄、流通備蓄の充実、供給の確保			医療救護計画
実 施 主 体	県	県の担当部局		健康福祉部医務薬事課

【目 的】

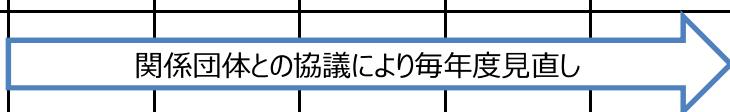
医薬品や医療資機材の備蓄体制を整備し、円滑な災害医療の提供を図る。

【内 容】

- 医薬品卸業者による流通備蓄（災害後3日分、2,000人分の治療）を確保するため、秋田県医薬品卸業協会等との委託契約を締結している。
- 備蓄医薬品、医療機器等については、毎年秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会と協議しながら品目の見直し、整理を行う。

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
備蓄品目数	158	188					

関係団体との協議により毎年度見直し


【防災・減災の効果】

必要な医薬品の備蓄を行うことにより、円滑な災害医療提供体制が確保される。

基 本 目 標	5. 火山防災対策の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 住民の警戒・避難態勢の構築	第5編	第2章	第7節
取 組 ・ 事 業	①噴火シナリオ、火山ハザードマップの作成			火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局		

【目 的】

火山防災対策の基礎資料として、各対象火山が噴火した場合の規模や影響が及ぶ範囲を想定する噴火シナリオ及び火山ハザードマップを作成し、避難計画の策定等、住民避難対策に活用する。

【内 容】

○本県に位置する噴火の可能性が高い5つの常時観測火山（十和田（予定）、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山）について、噴火シナリオ、火山ハザードマップを作成する。

<実施（予定）時期>

平成15年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山について作成済み。

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
火山ハザードマップ作成済み の常時観測火山数	3	3	3	3	5		

【防災・減災の効果】

火山防災対策の基礎となる火山ハザードマップの作成により、避難計画が策定され、避難訓練の実施等により円滑な避難に結びつくことから、人的被害が軽減する。

基 本 目 標	5. 火山防災対策の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 住民の警戒・避難態勢の構築	第5編	第2章	第7節
取 組 ・ 事 業	(2)避難計画の策定と訓練の実施			火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局		総務部総合防災課

【目 的】

火山噴火に備え、国、県、市町村並びに関係機関、専門家の連携を確立し各機関の火山防災に関する検討を共同で行う「火山防災協議会」において、平常時から意見交換や情報共有を図り、個別具体的な避難計画の策定や訓練を通じて、火山災害対策を総合的、計画的に推進する。

【内 容】

【県】

○本県に位置する常時観測火山ごとに、火山防災協議会を設置し、各火山の特性に応じた避難計画を策定する。

秋田県に関する常時観測火山：十和田（予定）、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山

<実施（予定）時期>

平成26年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

火山防災協議会の設置：平成25年度 秋田焼山、秋田駒ヶ岳

平成26年度 鳥海山、栗駒山

平成27年度 十和田

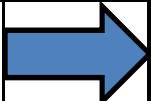
火山避難計画策定：平成27年度 秋田駒ヶ岳

【市町村】

○市町村ごとの個別具体的な避難計画を策定する。

<実施（予定）時期>

平成28年度～平成32年度

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
避難計画策定済み火山数	0	1	2	3	3	5	

【防災・減災の効果】

個別具体的な避難計画には、情報収集・伝達、避難勧告等対象地区、避難体制、避難経路、施設などが予め定められることから、噴火災害時において、円滑な避難に結びつき人的被害が減少する。

基 本 目 標	5. 火山防災対策の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 登山客等の安全対策の強化	第5編	第2章	第4節
取 組 ・ 事 業	①登山客等への情報の伝達体制の整備		防災情報の収集・伝達計画	
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局		総務部総合防災課

【目 的】

気象庁が活火山を対象に発表する噴火警報・予報等の情報を、住民及び登山客等に迅速に伝達する体制を整備することにより、早期の防災対応を可能にする。

【内 容】**【県】****○噴火予報及び噴火警報等の受領、伝達**

気象庁が観測・監視・評価の結果に基づき発表する噴火警報、噴火予報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報を受領し、総合防災情報システムを通じて即時に市町村等に伝達する。

【市町村】**○県等を通じて受領した噴火警報、噴火予報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報を、住民や登山客等が把握し易いよう、山小屋や観光施設、宿泊施設等を介して伝達を図るほか、防災行政無線、サイレン、緊急速報メールなど、多様な情報伝達手段の整備を検討する。****<計画実施前年度（平成27年度）実績>**

秋田駒ヶ岳の避難計画に「国・県がヘリコプターを活用した情報伝達手法の検討」について記載した。

【定性的目標】

各火山の状況を勘案した様々な情報伝達手段を検討し多様化を図るとともに、観光施設等を通じた旅行者、登山客への火山活動状況の情報発信を観光施設や旅行業者、交通事業者と連携しながら推進する。

【防災・減災の効果】

火山の活動状況が様々な手段により住民や登山客等に確実に伝わることにより、身を守る避難行動や事前の防災を意識した装備、行動に結びつくことにより、人的被害が軽減する。

基 本 目 標	5. 火山防災対策の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 登山客等の安全対策の強化	第5編	第2章	第7節
取 組 ・ 事 業	②避難小屋の強化等			火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等
実 施 主 体	県	県の担当部局	生活環境部自然保護課	

【目的】

県内の常時観測火山における避難小屋について、登山客等の安全を確保するため、今後、国が示す「火山防災対策の基本指針」に沿って、避難小屋の強化等、避難施設の整備を進める。

【内 容】

○避難小屋等の整備の促進

今後、「活動火山対策特別措置法」に基づき、国が示す「火山防災対策の基本指針」に盛り込まれる避難施設の噴石対策等の方針に沿って、県内4つの常時観測火山（秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山）の避難小屋の整備に努める。

なお、雪害により使用禁止としている秋田焼山の避難小屋（木造）については、改修工事を実施する平成28年度において、屋根等の補強について検討を行う。

<実施（予定）時期>

平成28年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

なし

【定性的目標】

○活火山地域（常時観測火山）にある避難小屋を噴火時の退避壕や退避舎等として利用できるように整備し、噴火時に登山客等が一時的に避難できる状態にする。

○なお、整備にあたっては場所・構造・機能など専門的知見が必要であるため、国が策定した「退避壕・退避舎等整備ガイドライン」等の内容を踏まえて整備内容の検討を行う。

【防災・減災の効果】

噴火時における噴石等からの避難施設を整備することにより、登山客等の人的被害の防止・減少を図ることができる。

